

# 吉富町公共下水道事業経営戦略

平成29年3月24日

吉富町上下水道課

## 吉富町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 吉富町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 37 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成31年4月 地方公営企業法全部 適用予定)
処理区域内人口密度	3,478人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1区(吉富処理区)		
処 理 場 数	1箇所(吉富クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	周防苑の老朽化に伴い吉富町外1町環境衛生事務組合から広域化の検討について資料作成依頼あり。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料(1ヶ月につき) 基本使用料8m <sup>3</sup> まで1,080円、超過料金8m <sup>3</sup> を超える水量1m <sup>3</sup> につき150円 基本料金と超過料金を合算した額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入とする。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,020円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,147円
	平成26年度	3,110円		平成26年度	3,223円
	平成27年度	3,110円		平成27年度	3,219円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課下水道係に3名の職員が所属する。
事業運営組織	平成27年度に下水道事業の経営健全化を目的とした人員削減を行った。人員削減後、事務の引継ぎや技術の継承が課題となっているため、事務マニュアルの構築及び研修会の参加により職員の技術力の向上を図る。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びポンプ施設における運転操作、監視、点検整備、清掃、異常発生時の応急対応等の運転管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
 \*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙-1のとおり平成27年度決算より策定した「経営比較表」を添付している。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる。
---

## 2. 経営の基本方針

### ○適切で計画的な事業執行

平成15年度末の供用開始から約13年が経過した現在、下水道への接続数は事業開始以降年々増加傾向にある。しかし、今後は維持管理面において、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していかなければならない時期を迎えており、更には、高齢化や人口減少が益々進行することが考えられるため、料金水準等も検討した上で、財政計画を策定し計画的な経営改善を続けていく必要がある。

また、平成31年4月の公営企業会計適用に向け、独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かり易く提供できるよう準備を進めているところである。

### ○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、これまでと同様に民間委託の活用により業務効率化を図りつつ、包括的民間委託等についても今後検討していく。

### ○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図る。また、収入確保のため使用料及び受益者負担金の収納率を向上させることと共に、国庫補助金や企業債等についての確に資金調達を行っていく。使用料等に係る徴収・窓口業務に関して、民間委託により収納率向上及び滞納整理の強化を図っている自治体があることから、今後他自治体の事例等を参考にしながら、本町においても検討していく。

### ○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、下水道未接続者の解消に向け、広報等の周知により加入促進を行っていく。

### ○災害・危機管理対策

災害に対する事業継続計画（BCP）を平成28年度末に策定することから、災害が発生した場合は、事業継続計画に従い、被災した下水道施設の対応を行い、影響を受ける範囲を把握し町民に周知するとともに、応急対策等を実施していく。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙-3のとおり

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

別紙-2に平成26年度末時点の整備状況を添付。本町の全体計画面積233haに対し平成47年度を整備目標としている。なお全体計画事業費は11.0億円である。また平成27年度末現在での本町の下水道普及率は46.5%、水洗化率50.0%（経営比較分析表参照）。今後も全体計画及び下水道事業計画に沿って下流側の地域から污水管渠布設工事やそれらに係る業務委託などをいう。そして水洗化率が類似団体より低いため、水洗化の要望の高い地域や人口密度の高い地域に効率的に普及させる必要がある。また国土交通省の下水道クイックプロジェクトを参考に道路線形に合わせた施工や発生土の管きよ基礎への利用等を検討し、建設改良費の削減を図る。また管渠や処理場、ポンプ場の更新はストックマネジメント計画に沿って、点検・調査を行い老朽化の度合や事故が発生した場合の影響度、投資額を勘案し、修繕・改築計画により、改築更新期間を延伸することで更なるコスト削減を図る。

収支計画における資本的支出の主なものには建設改良費と地方債償還金である。建設改良費については全体としては毎年180百万円程度、平成33年度からは事業計画に計上された雨水管渠費整備について70,000千円程度を見込む。なおこの費用については防災担当課と協議のうえ、汚水未普及対策を優先する場合がある。最後に地方債元金償還金の残高は今後も増加傾向であり、未償還元金のピークは平成37年度の2,476百万円の見込みである。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

主な収入は、収益的収入では下水道使用料、資本的収入では国庫補助金、地方債、受益者負担金、一般会計繰入金である。下水道使用料については、平成27年度決算において約26,500千円となっており、毎年2,500千円前後の増加傾向にある。本町の人口動向については、年々減少傾向にあり今後もコーホート要因法により人口減少が推測されるが、年平均50戸の接続戸数及び上記の投資方針の人口密度の高い地域や要望度の高い地域へ優先的に普及させることで、今後も年間3百万円程度を増加させていく収入を目指す。

一方、資本的収入では国庫補助金と地方債は160百万円程度を見込み、受益者負担金については前年度同様の整備面積から横ばい傾向の見通しである。

最後に収支不足金に充当する一般会計繰入金については、吉富町の財政計画の範囲内である150百万円程度を計画している。また起債償還額の増加により一般会計繰入金が増加傾向にあるため、水洗化率の向上を含め下水道経営改善に努める。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

終末処理場「吉富クリーンセンター（中継ポンプ・マンホールポンプ含む）」の維持管理委託については事業開始当初より民間管理業者へ委託しており、現契約は平成29年3月31日までである。また平成28年度の委託金額は14百万円であり、今後も日本下水道協会発行の下水道施設維持管理積算要領により積算した金額の範囲内で民間管理業者への委託を予定する。なお施設の老朽化や流入量の増加により年間50万円程度の増加を見込む。

組織、人材、定員に関する事項については、今後は事業規模や業務内容について職員数と業務量との整合性を図ることに努め、慣例にとらわれず業務内容や手法を見直し効率化する。また、職員給与費については年間20百万円前後でゆるやかな増加となる。

動力費や薬品費については、これまでの実績（過去3年間の平均値は動力費4,193千円、薬品費894千円）より流入量と比例し増加している。維持管理業務委託以外の水質分析業務や汚泥運搬処理業務等も7百万円より上記と同様に増加。また修繕費については増加傾向を見込む。これは、供用開始より13年が経過しようとしており今後は維持管理へと移行していく中で定期的なメンテナンスとしてポンプの取替やオーバーホール等発生する為、污水管渠布設工事と平行して処理場の維持管理についても今後修繕料が発生する。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

広域化・共同化・最適化に関する事項	周防苑の老朽化に伴い吉富町外1町環境衛生事務組合から広域化の検討について資料作成依頼あったが、共同化に関する検討事項はない。下水道区域外においては、費用対効果から新たな区域拡張は行わず、浄化槽の設置促進により水洗化を進めていく方針である。
投資の平準化に関する事項	下水道整備は、供用開始当初は有収水量も少なく、処理原価は著しく高くなる為、供用開始当初の高い処理原価を全て利用者から徴収しようとする、事実上利用者が負担できないような高い使用料を設定せざるを得なくなるとともに、本来は後年度の利用者から徴収すべき先行投資部分も当初の利用者が負担することとなり、世代間の公平に反することとなる。よって資本費平準化債の活用により資本の一部を後年度に繰り延べることとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし。
その他の取組	なし。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	平成31年4月に公営企業会計に移行することにより、減価償却費及び一般会計繰入金と併せ、使用料体系の見直しを検討する必要がある。ただし実施時期や改定内容については慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要である。
資産活用による収入増加の取組について	公共下水道事業費基金(403百万円H28.4.20現在)は利率の高い定期預金化を行い百万円程度の利子を基金へ再積立している。
その他の取組	建設改良費に当っては、国の補助事業の活用や交付税措置の有利な起債の借入など、適切な財源確保について検討する。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	PPP/PFIなどの民間的経営手法の導入については、事業の公共性と効率性を考え、今後の検討課題と捉えている。
職員給与費に関する事項	本町の給与制度による。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト削減に努める。
薬品費に関する事項	単価契約の実施などにより経費節減に取り組む。また包括的民間委託等によりコスト削減が可能か検討する。
修繕費に関する事項	下水道管渠築造から約19年、処理場の供用開始から約13年経過していることから、今後は更に修繕費等が増加することが考えられるため、計画的に修繕を行っていく必要がある。また、維持管理面において、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していく必要がある。
委託費に関する事項	統合できる委託業務内容及び委託期間について検討し、経費の削減、効率化に努める。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取組む。また、平成31年4月の法適化に合わせ、利用者に対し、ホームページや広報誌等により下水道の財政状況についてわかりやすい情報公開に努める。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、PDCAサイクルにより、本経営戦略の事後検証、更新を行う。また、平成31年4月の公営企業法の適用に向け準備を進めているところであるため、公営企業会計適用後は、適用後の会計に基づき経営戦略を改訂する予定である。
---------------------	---

# 経営比較分析表

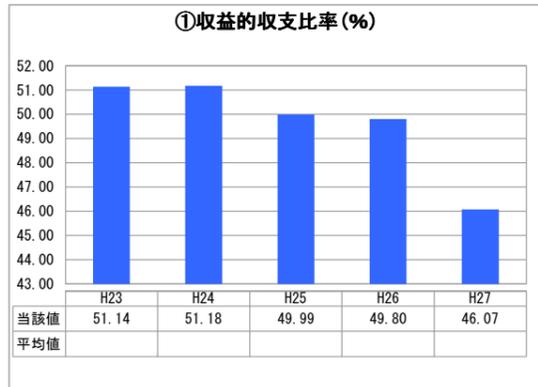
福岡県 吉富町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	46.50	100.17	3,110

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,873	5.72	1,201.57
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,200	0.92	3,478.26

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



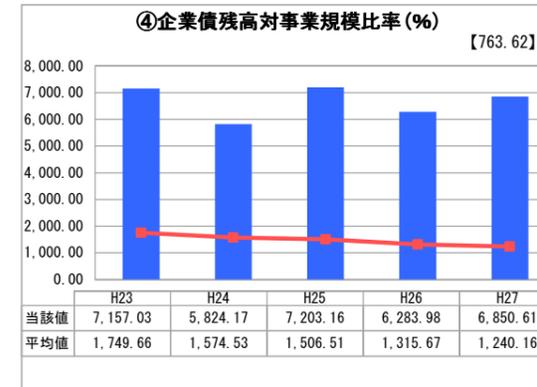
「単年度の収支」



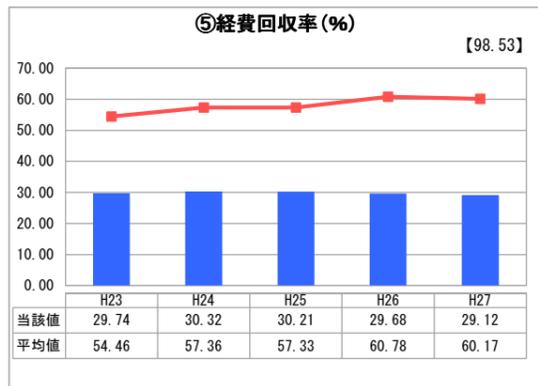
「累積欠損」



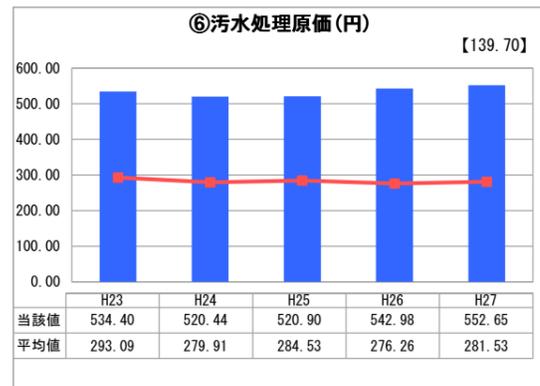
「支払能力」



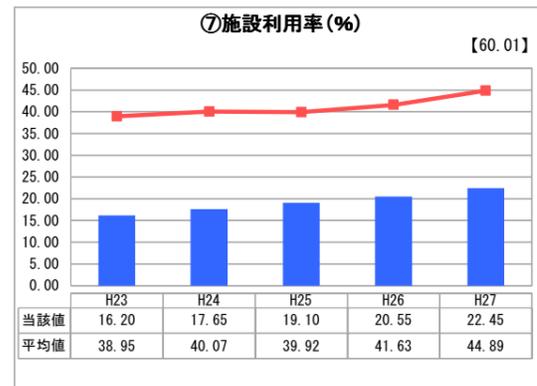
「債務残高」



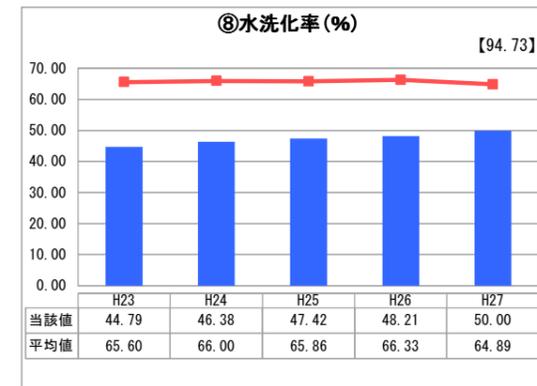
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

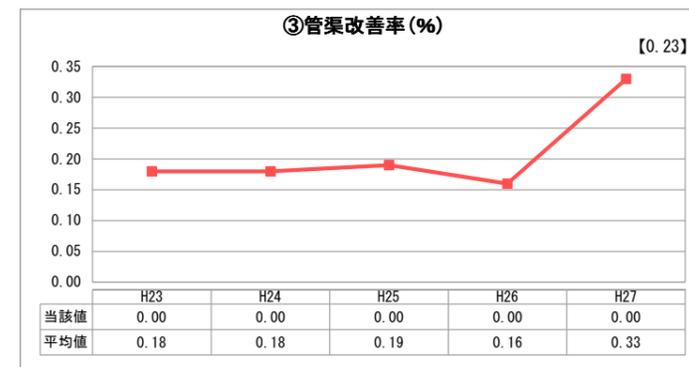
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

吉富町公共下水道事業は平成9年に事業着手、平成15年度末に供用開始している。現在全体計画区域233ha中92haの整備が完了している。

①収益的収支比率について  
現在は使用料収入以外の収入に依存しており、使用料収入を増加させることが課題である。

④企業債残高対事業規模比率  
下水道事業は事業開始時に処理場の建設、下水道管渠布設等を行う必要があるため、事業開始時は投資額が多くなる。類似団体との差は水洗化率の低さにより下水道使用料が低くなっているため。

⑤経費回収率  
今後、下水道を普及させていくことにより使用料収入の増加を見込んでいる。

⑥汚水処理原価  
汚水処理原価は下水処理場への流入量の増加により低くなる。下水道普及による原価の低下を見込む。

⑦施設利用率  
今後、下水道を普及させていくことにより処理場への流入量の増加を見込んでいる。昨年度よりも1.9%増加した。

⑧水洗化率  
水洗化率が類似団体と比べ低い水準である。今後、未普及区域全域にアンケートを実施し、要望者の多い地域から優先的に整備を行うことにより水洗化率の向上を図る。

### 2. 老朽化の状況について

③管渠改善率  
事業開始から10年程度であるため、管渠改善は行っていない。

### 全体総括

水洗化率が類似団体と比べ低い水準である。今後、未普及区域全域にアンケートを実施し、要望者の多い地域から優先的に整備を行うことにより水洗化率の向上及び経営状況の改善を図る。

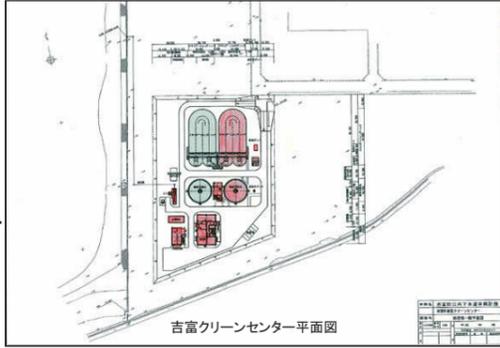
※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

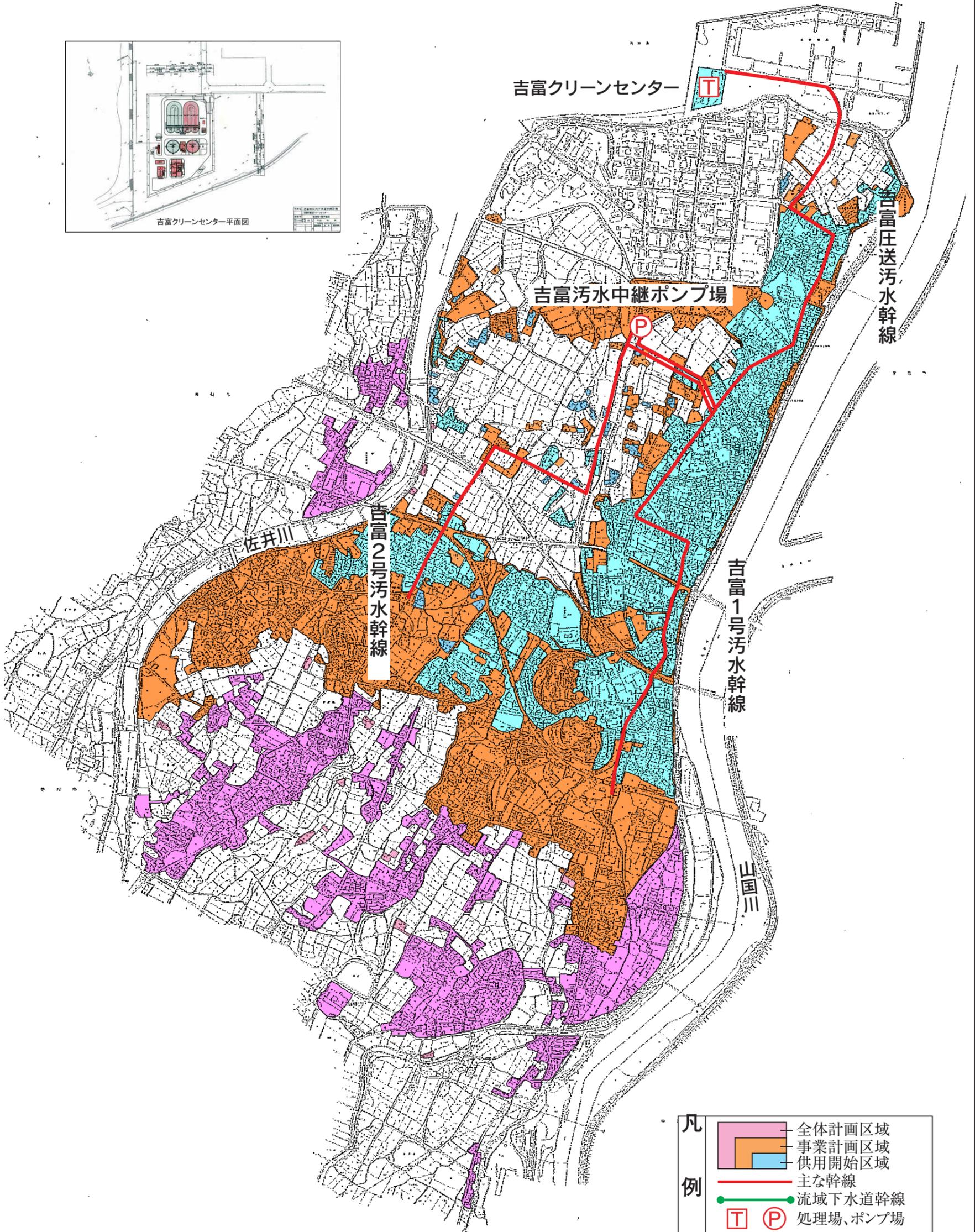
着手年度 平成9年度

# 吉富町公共下水道(単独公共)

供用年度 平成15年度



吉富クリーンセンター平面図



- 凡例
- 全体計画区域
  - 事業計画区域
  - 供用開始区域
  - 主な幹線
  - 流域下水道幹線
  - T 処理場、ポンプ場

全体計画 (ha, 人)		事業計画 (ha, 人)		供用区域 (ha, 人)		普及率
面積	233	面積	172	面積	84	44.4%
処理人口	5,230	処理人口	4,400	処理人口	3,070	



様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
	(E)+(I)	(J)												
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 52	△ 4,280	△ 3,229									
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	10,861	10,809	6,529									
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	10,809	6,529	3,300									
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)	848		3,300									
実 質 収 支	黒 字 (P)		9,961	6,529										
	赤 字 (Q)													
赤 字 比 率	$\left( \frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left( \frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額		(R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	24,205	26,428	25,885	26,449	34,000	37,000	40,000	43,000	46,000	49,000	52,000	55,000
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他 会 計 借 入 金 残 高		(W)												
地 方 債 残 高		(X)	2,097,864	2,174,236	2,253,538	2,521,876	2,523,295	2,536,280	2,546,518	2,581,225	2,611,199	2,637,698	2,660,653	2,679,996

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収益的収支分			44,878	39,147	42,578	62,924	52,552	35,447	33,211	30,928	29,743	28,571	27,329	24,758
うち基準内繰入金			44,878	39,147	42,578	62,924	52,552	35,447	33,211	30,928	29,743	28,571	27,329	24,758
うち基準外繰入金														
資本的収支分			107,122	102,853	101,422	121,076	106,581	95,015	97,762	115,293	120,026	123,501	127,045	130,657
うち基準内繰入金			12,295	12,497	12,323	14,711	12,950	11,545	11,878	14,009	14,584	15,006	15,436	15,875
うち基準外繰入金			94,827	90,356	89,099	106,365	93,631	83,470	85,884	101,284	105,442	108,495	111,609	114,782
合 計			152,000	142,000	144,000	184,000	159,133	130,462	130,973	146,221	149,769	152,072	154,374	155,415